

# 木古内町立木古内小学校いじめ防止基本方針

## 1. 基本理念

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※北海道 いじめ防止対策推進法 第一章 第二条

### (2) いじめに対する基本的な考え方

○いじめは人として許されない行為である。しかしながらどの児童にも、どこの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まねばならない。

○いじめは、学校内だけで起こるものではなく、インターネットなどを通じて、いつでも、どこでも起こりうるものという基本的な認識に立ち、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

○いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組（いじめ防止対策委員会）を進める必要がある。いじめに対する認識を全教職員で共有し、解決に向けて意思統一をし、多様な角度、方法で対応に取り組む。

○いじめを受けた児童の立場に立ち、その生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指し、対応に取り組む。

○いじめは人権侵害であり、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。

○いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

## 2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導部、教務部、特別支援教育コーディネーター、養護教諭及びスクールカウンセラーからなる、いじめ防止対策委員会を必要に応じて開催する。

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめ防止に関すること

- ・ いじめ事案に対する対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他、いじめ問題に関する児童の理解を深めること
- ・ いじめ未然防止のため、P D C Aサイクルに基づいた年間計画策定に関すること
- ・ アンケート結果や学校関係者評価等を基にした、取組の評価・検証に関すること

## (2) 職員会議での情報交換及び共通理解

職員会議において、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を定期的に図る。

## 3. いじめ未然防止のための取組

### (1) 学級経営の充実

- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに努める。
- 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情を育むことに努める。
- 「教育相談週間」や「いじめアンケート」の調査結果を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルのトレーニングを取り入れ、対人交流能力の素地を養う。
- 規律ある生活習慣や学習規律の定着を基本とし、児童一人一人の居場所づくり、絆づくりを大切に、自己有用感を感じさせる。

### (2) 道徳教育の充実

- 道徳教育の充実を図るとともに、全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

### (3) 相談体制の整備

- 児童が援助を求めやすい関係づくりを心がけ、担任、学年団等に関係なく、児童の思いをくみ取るように努める。
- 定期的（年2回を基本）なアンケート調査、教育相談の充実を図る。
- アセスや子ども理解支援ツール「ほっと」を活用し、学級集団の理解に努める。

### (4) 縦割り班活動の実施

全校縦割り班活動の中で、高学年のリーダーシップや児童同士が協力、協調することを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

#### (5) 児童によるいじめ防止に関する活動

いじめ防止標語への取組などを通じ、いじめを許さない雰囲気づくり、仲間づくりを行う。

#### (6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

児童のインターネットに関する使用状況調査やネットパトロールを行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして対応する。

#### (7) 学校間連携の整備

中学校との情報交換を密にし、授業や学級づくりなどの面でも連携を図る。

### 4. いじめ早期発見のための取組

#### (1) 児童への対応

休み時間等、授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。

#### (2) 保護者や地域、関係機関との連携

○いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について児童・保護者に啓発する。

○保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

### 5. いじめに対する早期対応

○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

○いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童（生徒）・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、その保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講じる。

○関係保護者とは家庭訪問、対応経過の伝達等、共有するために必要な措置を講ずる。

○暴行・恐喝・強要等、犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等、関係機関と連携して対処する。

## 6. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

○いじめ等により、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

○児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

### (2) 重大事態への対処

①重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、必要に応じて警察等関係機関とためらわずに連携する。

・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取

・ 事実に基づく聴取　いじめを受けた児童・周囲にいる者・いじめをした児童

④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。